

一般社団法人日本結核病学会定款

平成 25 年 3 月 27 日作成

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本結核病学会と称する。

(※ 法人名を 2020 年 1 月 1 日より 一般社団法人日本結核病学会 より 一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会 に改名する.)

(目的)

第 2 条 当法人は、結核及びその関連領域に関する研究の促進を図り、もって国民の健康の増進に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 研究発表会、学術講演会等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 2 会誌、研究文書等の企画、製作、編集、刊行、販売及び輸出入に関する事業
- 3 結核及びその関連領域に関する研究の促進並びにそれらに関わる研究者等の育成のための教育及び研修に関する事業
- 4 結核及びその関連領域に関わる国、地方公共団体、公的機関等への連絡、調整、勧告及び提言に関する事業
- 5 結核及びその関連領域に関わる国内外の個人、学術団体等との連絡、協力、支援、調整、連携及び交流に関する事業
- 6 各種検定、資格試験の企画、運営、実施及び資格認定、付与に関する事業
- 7 学会賞の授与、表彰等の各種イベントの企画、運営及び実施に関する事業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都港区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告においてする。電子公告により難しい事情のあるときは、官報に掲載してする。

第 2 章 会 員

(入会、会員区分及び代議員)

第 5 条 当法人の会員は 8 種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した医師、医科学研究者及びその他の関連職種従事者。
ア) 単年度会員 正会員のうち、単年度を期限として入会した者を、特に単年度会員とする。
 - (2) エキスパート会員 当法人の目的に賛同して入会した 看護師、准看護師、保健師、理学療法士、栄養士・管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、その他、認定制度委員会が認めた資格を有する者で、エキスパート会員を希望する者。学会誌の提供を受ける権利は有さないが、電子版学会誌の閲覧及び会員ホームページの閲覧の権利を有する。
 - (3) 学生会員 当法人の事業に関心を持ち入会した大学等の学生。
 - (4) 名誉会員、功労会員 当法人の事業に多大の貢献をし、社員総会の決議をもって推薦された個人。
 - (5) 特別名誉会員 我が国の結核及びその関連領域の研究 あるいは活動に顕著な貢献をし、社員総会の決議をもって推薦された医師及び医科学研究者等。
 - (6) 団体会員 当法人の事業に関心を持ち入会した、大学 その他の研究機関における図書館等の附属施設の運営団体。
 - (7) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。賛助会員は、学会誌（総会抄録号を含む）の提供、学会誌アーカイブ閲覧の ID パスワード付与、及び無料の総会参加証の提供を受ける権限を有する。
ア) 単年度賛助会員 賛助会員のうち、単年度を期限として入会したものを、特に単年度賛助会員とする。
- 2 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、功労会員及び特別名誉会員に推薦された者はこの手続を要せず、本人の承諾をもって 会員になるものとする。

- 3 当法人は、概ね正会員 100 人の中から 7 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める）。
- 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第 4 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 7 第 4 項の代議員選挙は、4 年に 1 度実施することとし、代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（一般法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第 8 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 11 代議員の再任は、これを妨げない。
- 12 代議員は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 13 代議員は、無報酬とする。
- 14 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（社員の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（経費の負担）

- 第 6 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、名誉会員、功労会員及び特別名誉会員には適用しない。
 - 4 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
 - 5 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（休会）

- 第 7 条 会員が休会しようとするときは、期間及び理由を付して休会承認願を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認し、かつ会費を免除することができる。

休会の期間は会員歴に算入しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の総数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。代議員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、代議員をもって構成する。

- 2 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。

(総会の権限)

第14条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 前項の規定に関わらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び合併
- (6) その他法令で定めた事項

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上
 - (2) 監事 2 名又は 3 名
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうち、当法人の業務を執行する理事として常務理事 3 名以内を選定することができる。

(役員を選任)

第 22 条 役員は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選任する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第 23 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がその職務を代行し執行する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の制限)

第 25 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人

- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員補欠として、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は在任役員任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。

(役員賠償責任)

第29条 役員は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 各種委員会の委員長は理事会に出席して報告し、あるいは意見を述べる事ができる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第 6 章 基 金

（基金を引き受ける者の募集）

第 37 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の拠出者の権利）

第 38 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

（基金の返還の手続）

第 39 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第 42 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第 43 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第 44 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠亡
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 47 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 委 員 会

(委員会)

第 48 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 2 月 29 日までとする。

(設立時役員)

第 50 条 当法人の設立時理事、設立時理事長、及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	渡辺	彰
設立時理事	山岸	文雄
設立時理事	森下	宗彦
設立時理事	鈴木	公典
設立時理事長	渡辺	彰
設立時監事	阿彦	忠之
設立時監事	西村	一孝

(設立時社員)

第 51 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	渡辺	彰	(住所削除、以下同)
設立時社員	山岸	文雄	
設立時社員	森下	宗彦	
設立時社員	鈴木	公典	
設立時社員	阿彦	忠之	
設立時社員	西村	一孝	

(定款の施行)

第 52 条 当法人は、大正 12 年 1 月 27 日に創立された任意団体日本結核病学会が、一般社団法人日本結核病学会として法人格を取得するものであり、この定款は、当法人の設立の日から施行するもの

とする。

(法令の準拠)

第 53 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

第 1 条 第 40 条（事業年度）の変更にもなう最初の事業年度は、平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月末日までとする。

平成 29 年 3 月 22 日 一部改定：事務所所在地変更

平成 30 年 6 月 22 日 一部改定：法人名を 2020 年 1 月 1 日より 一般社団法人日本結核病学会 より
一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会 に改名